第６章　国際調査機関に対する手続

（主として国際調査機関としての日本国特許庁に対する手続）

第1節　発明の単一性の欠如

１．追加手数料の納付命令

国際出願が発明の単一性の要件を満たしていないと認める場合には、国際調査機関（特許庁長官）は、出願人に対し期間を指定して追加手数料を納付すべきことを命じます。

（条１７(3)(a)、法８(4)）

追加手数料の納付を命ずる場合には、その理由及び納付すべき金額を明示した文書により行います。（規４０．１、法施４３(1)）

２．納付の期間

命令の日（発送日）から１月　（規４０．１（ii））

３．追加手数料の額

追加手数料の額は、管轄国際調査機関が定めます。（規４０．２(a)）

（１）日本国特許庁
　日本語案件１発明につき　　１０５，０００円
　英語案件１発明につき　　１６８，０００円　（2024年7月1日現在）
（法８(4)、令２(6)）

（２）欧州特許庁
　１，８４５ユーロ（EUR）　（2024年7月1日現在）

（３）インド特許庁
　法人の場合　１０，０００インド・ルピー(INR)
　個人の場合　　２，５００インド・ルピー(INR)　（2024年7月1日現在）

（４）シンガポール知的所有権庁
　２，２４０シンガポールドル（SGD）　（2024年7月1日現在）

４．納付の方法

（１）日本国特許庁が国際調査機関の場合
「手数料追加納付書（国際調査に係る追加納付）」により、追加手数料を納付します。
（法施４３(2)、法施様１８、同１８の２(英語)）［様式３－１］

※　手続言語が日本語の場合はインターネット出願ソフトの「国際出願」タブ、手続言語が英語の場合又は受理官庁が日本国特許庁以外の場合は「特殊申請」タブを利用してオ

ンライン提出することができます。

① 特許印紙（書面手続時のみ）

「手数料追加納付書（国際調査に係る追加納付）」に特許印紙を貼付し、その下に印紙額を記載して提出します。

② 予納

予め予納口座の届出（事前登録）を行い、「手数料追加納付書（国際調査に係る追加納付）」に「予納台帳番号」の欄を設け、予納台帳番号６桁を記載して提出します。

③ 電子現金納付

「手数料追加納付書（国際調査に係る追加納付）」に「納付番号」の欄を設け、納付番号１６桁を記載して提出します。

④ 口座振替（オンライン手続時のみ）

予め口座振替の届出（事前登録）を行い、「手数料追加納付書（国際調査に係る追加納付）」に「振替番号」の欄を設け、振替番号８桁を記載して提出します。

⑤ クレジットカード（オンライン手続時のみ）

所定のクレジットカードをご用意いただき（特許庁への事前登録は不要）、「手数料追加納付書（国際調査に係る追加納付）」に、「指定立替納付」の欄を設けて提出します。

⑥ 窓口におけるクレジットカード納付（書面手続時のみ）

所定のクレジットカードをご用意いただき（特許庁への事前登録は不要）、「手数料追加納付書（国際調査に係る追加納付）」に、「指定立替納付」の欄を設けて提出します。

⑦ 現金納付

「手数料追加納付書（国際調査に係る追加納付）」に「納付書番号」の欄を設け、納付書番号１１桁を記載し、Ａ４の用紙に納付済証（特許庁提出用）を貼付した書面を添付して提出します。

（２）欧州特許庁が国際調査機関の場合

欧州特許庁の定めに従います。

支払いは、以下の銀行口座への振込等によって行います。

①銀行振込

口座名義	European Patent Organisation
口座番号	3 338 800 00（銀行コード　700 800 00）
IBAN	DE20 7008 0000 0333 8800 00
SWIFTコード	DRESDEFF700
銀行名	Commerzbank AG
口座所在地	Leopoldstrasse 230 80807 München Germany

②クレジットカード

オンラインサービスによりクレジットカードによる支払いができます。

電子メールアドレス及びパスワードの登録が必要です。

欧州特許庁への支払いの詳細は以下のウェブサイトを参照してください。

https://www.epo.org/applying/fees/payment.html

（３）インド特許庁が国際調査機関の場合
インド特許庁の定めに従います。
支払いは、以下の銀行口座への振込等によって行います。

口座名義　PAO,PDTM,Mumbai
口座番号　3081146148
SWIFTコード　CBININBBBMO
IFSCコード　CBIN0280634
銀行名　Central Bank Of Indea

（４）シンガポール知的所有権庁が国際調査機関の場合
シンガポール知的所有権庁の定めに従います。
支払いは、以下の銀行口座への振込等によって行います。

口座名義　Intellectual Property Office of Singapore
口座番号　003-900067-7
SWIFTコード　DBSSSGSG
銀行名　Development Bank of Singapore Ltd.
口座所在地　12 Marina Boulevard Level 3
MBFC Tower 3
Singapore 018982

５．納付された場合

必要な追加手数料が適正に納付された場合には、追加手数料が納付された発明に係る部分について、国際調査報告が作成されます。（条１７(3)(a)）

６．納付されない場合

必要な追加手数料が期間内に納付されない場合には、納付された手数料で充当できる発明の数を請求の範囲に記載した発明の順序に従って手数料が納付されたものとみなし、納付されない発明に係る部分については、国際調査報告を作成しない旨が国際調査報告に記載されます。
（条１７(3)(a)、規４３．７、法８(5)、法施４６）

第2節　追加手数料異議の申立て

１．異議の申立て

国際出願が発明の単一性の要件を満たしていないとの理由で、追加手数料を納付すべきことを命じられた出願人は、
① 発明の単一性の要件を満たしている
② 納付すべき金額が過大である
等の理由により、追加手数料の納付と同時に追加手数料異議の申立てをすることができます。
（規４０．２(c)、法施４４(1)）

２．申立ての期間

追加手数料の納付と同期間
命令の日（発送日）から１月　（規４０．１（ⅱ））

３．申立ての方法（日本国特許庁の場合）

「陳述書」を「手数料追加納付書（国際調査に係る追加納付）」と同時に提出します。
ただし、申立ては命じられた金額の手数料全額を追加して納付する場合に限られます。
（法施４４(2)、法施様１９、同１９の２(英語)）［様式３－１、様式３－２］

４．異議申立手数料（日本国特許庁は適用しません）

（１）国際調査機関は、異議の審理について異議申立ての手数料（異議申立手数料）の支払いを条件とすることができます。　（規４０．２(e)）

（２）納付の期間
追加手数料の求めの日から１月以内　（規４０．１（ⅲ））

（３）国際調査機関としての欧州特許庁に対して、異議申立てをする際の手数料
１，０２０ユーロ（EUR）　（2024年7月1日現在）

（４）国際調査機関としてのインド特許庁に対して、異議申立てをする際の手数料
法人の場合　４，０００インド・ルピー(INR)
個人の場合　１，０００インド・ルピー(INR)　（2024年7月1日現在）

（５）国際調査機関としてのシンガポール知的所有権庁に対して、異議申立てをする際の手数料
６５０シンガポールドル（SGD）　（2024年7月1日現在）

５．異議申立ての決定（日本国特許庁の場合）

（１）審査官による決定
追加手数料異議の申立ては、３名の審査官の合議体により決定がされ、決定の謄本が申立人に送付されます。　（規４０．２(c)、法施４５の４(3)）

（２）返還すべき旨の決定
追加して納付された手数料の全部又は一部を申立人に返還すべき旨の決定があった場合には、返還すべきものとされた金額が申立人に返還されます。
（規４０．２(c)、法施４５の４(2)）

（３）返還の請求は「既納手数料返還請求書」を提出して行います。　［様式２－２７］

第3節　国際調査機関からの提出命令に対する配列表の提出

塩基配列又はアミノ酸配列を含む国際出願において所定の配列表の提出がない場合は、国際調査機関は相当の期間を指定して、所定の配列表を記録した磁気ディスクの提出を命じます。

（法施５０の３(6)）

国際調査機関からの磁気ディスクの提出命令に対しては、「第５０条の３第６項の規定による命令に基づく配列表の提出書」に所定の配列表を記録した磁気ディスク及び「陳述書」を添付して提出します。ただし、電子特殊申請で応答する場合は、磁気ディスクの提出に代えて配列表データを添付します。

（法施５０の３(7)、法施５０の３(11)、法施様１５、法施様１５の２(英語)）［様式３－４］

第4節　明らかな誤りの訂正請求

国際出願の願書以外の明細書、請求の範囲、図面又は国際調査機関に提出した書類に明らかな誤りがある場合に行う手続です。また、国際調査報告書と共に国際出願に使用してはならない表現に係る通知（PCT/ISA/218）が添付されている場合も同様に、その訂正を「明らかな誤りの訂正請求書」により行うことができます。　（条２１(6)、規９１．１、法施４、同７７）

詳細は「第５章　第９節　明らかな誤りの訂正請求」を参照してください。

第5節　書類の不備の補足の手続

国際調査機関に提出した書類に国際出願の特定又は署名に関して不備がある場合には、国際調査機関は相当の期間を指定してその不備を補足すべきことを命じます。

（規９２．１(b)、法施７７の２）

詳細は「第５章　第１０節　書類の不備の補足の手続」を参照してください。

第6節　国際調査報告

１．国際調査報告の作成

国際調査報告（PCT/ISA/210）は、以下の期間のうちいずれか遅く満了する期間内に作成され、出願人及び国際事務局に同時に送付されます。

（１）　優先日から９月

（２）　国際調査機関による調査用の写しの受領から３月　（規４２．１、同４４．１、法施４１(1)）

２．国際調査報告の記載事項　（法施４０）

①　国際出願番号、出願人の氏名（名称）、国際出願日　（規４３．１）
②　国際調査が実際に完了した日、最先の優先日　（規４３．２）
③　国際特許分類による発明の属する分野の分類　（規４３．３）
④　国際調査を行った分野の分類の記号　（規４３．６(a)）
⑤　関連する技術に関する文献　（規４３．５）
⑥　発明の単一性に関する注釈　（規４３．７）
⑦　国際調査報告について責任のある職員の氏名　（規４３．８）

３．国際調査報告の記載禁止事項

見解の表明、理由、論証又は説明を記載することはできません。　（規４３．９）

４．国際調査報告の不作成

国際調査機関は、次のいずれかの事由がある場合にはその旨を宣言して、国際調査報告を作成しない旨を出願人及び国際事務局に通知します。　（条１７(2)(a)、法８(2)）

（１）国際出願の対象の全部又は一部が次のいずれかである場合
（条１７(2)(a)(i)、規３９．１、法８(2)①、法施４２）

①　科学及び数学の理論
②　事業活動、純粋に精神的な行為の遂行又は遊戯に関する計画、法則又は方法
③　情報の単なる提示
④　コンピューター・プログラム　（国内出願において先行技術の調査を行うものを除く）

（２）明細書、請求の範囲、図面に必要な事項が記載されていないため、又は記載が著しく不明確であるため有効な国際調査をすることができない場合　（条１７(2)(a)(ii)、法８(2)②）

第7節　国際調査機関の見解書

１．国際調査機関の見解書の作成

（１）国際調査機関は、国際調査報告又は国際調査報告を作成しない旨の宣言と同時に、請求の範囲に記載されている発明が新規性、進歩性、産業上の利用可能性を有するものと認められるかどうか、また特許協力条約及び規則に定める要件を満たしているかどうかについて、見解書（PCT/ISA/237）を作成します。　（規４３の２．１(a)）

（２）見解の作成には、条約第３３条、第３５条等の予備審査に関する規定が準用されます。
（規４３の２．１(b)）

２．国際予備審査との関係

国際調査見解書は、国際予備審査の請求がされた場合には、原則として国際予備審査機関の最初の見解書とみなされます。（規６６．１の２(a)）

国際調査機関として選択した官庁と国際予備審査機関が同一であり、その機関が国際調査と同時に国際予備審査を行った場合には、否定的な見解が存在していない限り、国際調査機関としての見解書を作成することは必要とされていません。（規６９．１(bの2)）

３．国際調査機関の見解書に対する出願人のコメント

出願人は、コメント（条約及び規則等に規定されていないため「非公式コメント」と呼ばれています。）を国際事務局に提出して国際調査見解書への反論を示すことが可能です。コメントは、国際事務局から指定官庁に送付され、国際調査見解書に対する出願人の反論を指定官庁に伝える機能があります。

詳細は、「第７章　第２節　２．国際調査機関の見解書に対するコメント」を参照してください。

４．特許性に関する国際予備報告（特許協力条約第一章）

国際予備報告が作成された場合又は作成される予定の場合を除き、国際事務局は国際調査機関に代わって、国際調査機関が作成した見解と同一の内容の報告を作成します。報告は「特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第一章)」という表題が付されます。国際事務局はこの作成した報告を出願人に送付します。（規４４の２．１）

第8節　国際調査報告等の送付、送達

１．出願人、国際事務局への送付

国際調査機関は、国際調査報告又は国際調査報告を作成しない旨の決定、及び国際調査見解書を、出願人及び国際事務局に同一の日に送付します。

（条１７(2)、同１８(2)、規４４．１、法施４１）

※　国際調査報告に記載した非特許文献の写しは、国際調査報告と原則同時に送付されますが、国際調査報告の送付から約１～２週間程度遅れて送付される場合もあります。また、法律又は契約等の制限により、引用された非特許文献の一部又は全てが送付されない場合があります。送付されない引用非特許文献は、独立行政法人工業所有権情報・研修館で引用文献入手の申し込みが可能です。

詳細は「第５章　第１４節　謄本、証明書等の請求手続　４．文献の写しの請求」を参照してください。

２．指定国への送達

国際事務局は、優先日から３０月経過した後に「特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第一章)」を各指定官庁に送達します。なお、指定国が要求した場合は、英語による翻訳が国際

事務局により作成され、指定官庁及び出願人に送付されます。

（規４４の２．２、同４４の２．３）

第9節　要約に関する意見書の提出

１．国際調査機関による要約の作成

国際出願の要約に関して、要約の内容及び形式等が規則の規定に従っていないと国際調査機関が認めた場合には、国際調査機関が自ら要約を作成して、国際調査報告に添付して出願人に送付されます。　（規８．１、同８．３、同３８．２、同４４．２、法施４７(1)）

２．意見書の提出

出願人は、国際調査機関に提案された要約の修正又は当該国際調査機関が要約を作成した場合に、提案された当該要約の修正若しくは当該要約についての意見又は修正及び意見の両方を述べることができます。　（規３８．３、法施４７(3)）

（１）提出の期間

国際調査報告の発送日から１月　（規３８．３、法施４７(3)）

（２）提出の方法

「意見書」を提出して行います。

（法施４７(4)、法施様１１の７、同１１の８(英語)）［様式２－７］

３．要約の修正

国際調査機関が作成した要約を修正した場合には、その修正は国際事務局及び出願人に送付されます。　（規３８．３、細５１５）

第10節　文献の写しの請求

出願人又は指定官庁は、国際調査報告に記載された文献の写しを、国際調査機関に対し国際出願日から７年間の期間内に請求することができます。　（条２０(3)、規４４．３、法９）

詳細は「第５章　第１４節　謄本、証明書等の請求手続　４．文献の写しの請求」を参照してください。

第11節　調査手数料の一部払戻し

１．日本国特許庁

国際出願が先の国際出願を基礎とする優先権の主張を伴う場合において、日本国特許庁が作成した先の国際出願の国際調査報告の相当部分を当該国際出願の国際調査報告の作成に利用できた場合は、納付された手数料の一部を出願人の請求により返還します（願書の第Ⅶ欄「先の調査の結果の利用請求」への記載は必要ありません）。

また、願書の第Ⅶ欄に先の調査の結果の利用請求として、国内出願の必要情報（出願日、出願番号、国名）が記載されている場合、その国内出願の審査の結果の相当部分を利用できた場合にも同様に納付された手数料の一部を出願人の請求により返還します（願書の第Ⅶ欄「先の調査の結果の利用請求」への記載が必要です。当該欄に国内出願の必要情報が記載されていない場合は、手数料の一部返還の対象になりません）。　（規１６．３、同４１．１、法施５０）

（１）返還額　（2024年7月1日現在）

日本語の場合　調査手数料１４３，０００円のうち５７，０００円
※調査手数料７０，０００円の場合は、２８，０００円
英語の場合　調査手数料１６９，０００円のうち６７，０００円
※調査手数料１５６，０００円の場合は、６２，０００円

※　調査手数料の軽減を受けた場合は、軽減申請の内容（手数料の負担割合及び持分の割合）に応じた額を返還します。

（２）返還請求の方法
「調査手数料一部返還請求書」を提出して請求します。　［様式３－３（１）（２）］

２．欧州特許庁、インド特許庁及びシンガポール知的所有権庁

国際出願が先の出願を基礎とする優先権の主張を伴う場合において、当該先の出願についてされた調査を利用することができる程度に応じて調査手数料が払い戻されます。

※　詳細については、以下のPCT出願人の手引（PCT Applicant’s Guide）を参照してください。

EP（欧州特許庁）附属書D　国際調査機関の欄
https://pctlegal.wipo.int/eGuide/view-doc.xhtml?doc-code=EP&doc-lang=en#ISA

IN（インド特許庁）附属書D　国際調査機関の欄
https://pctlegal.wipo.int/eGuide/view-doc.xhtml?doc-code=IN&doc-lang=en#ISA

SG（シンガポール知的所有権庁）附属書D　国際調査機関の欄
https://pctlegal.wipo.int/eGuide/view-doc.xhtml?doc-code=SG&doc-lang=en#ISA

※　払戻しの際に銀行手数料が必要となる場合は、出願人が負担します。